

ハイライト:

- ・消費税の軽減税率制度について取り上げました。
- ・改正育児・介護休業法が10月からスタートします。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
消費税の軽減税率制度のポイント	1
育児・介護休業法の改正のポイント	2

今年の夏は前半は猛暑が続きましたが、お盆頃は大風の影響もありぐずついた天気が多かったように思います。まだまだ暑い日が続きそうですので、体調管理にはお気を付けください。



第71号では、消費税の軽減税率制度、育児・介護休業法の改正のポイントについて取り上げました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ

中村 元彦(東京事務所)

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香(埼玉事務所)

消費税の軽減税率制度のポイント

平成31年10月1日から、消費税率が現行の8% 10%に引き上げられると同時に、軽減税率制度が導入されます。今号では、国税庁等で公表している資料を参考に、制度概要や今から準備すること等を確認していきます。

軽減税率とは、消費税率引き上げによる消費者の負担を軽減する目的として飲食料品等の消費税率を8%に据え置く制度で、すべての事業者に影響があります。

軽減税率の対象品目は、酒類・外食を除く飲食料品、週2回以上発行される新聞(定期契約に基づくもの)の2品目です。対象品目の売上げ、仕入れがある事業者は、これまでの請求書等への記載事項に加え、税率ごとの区分を追加した請求書の発行や記帳の区分経理等を行う必要があります。

日々の業務での主な対応例

<仕入れ(経費)>

軽減税率対象品目の仕入れ(経費)があるか確認する。

請求書等に軽減税率対象品目である旨や税率の異なるごとに合計した税込金額の記載がなければ、仕入先に確認し、請求書等に記載する。

請求書等に基づき、仕入れ(経費)を税率ごとに分けて帳簿等に記帳する。

軽減税率対象品目の売上げがなくても、会議費や交際費として飲食料品を購入する場合は対応が必要です。



< 売上げ >

軽減税率対象品目を確認し、顧客からの問合せに回答できるように準備をする。
請求書等に軽減税率対象品目である旨や税率の異なるごとに合計した税込金額を記載し、交付する。
請求書(控)に基づき、売上げを税率ごとに分けて帳簿等に記帳する。



免税事業者の方も課税事業者と取引する場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

< 申告 >

税率ごとに区分して記帳した帳簿等に基づき消費税額を計算する。

中小企業・小規模事業者の方には、軽減税率への対応で複数税率対応のレジ導入や、受発注システムの改修等を行う場合に、その費用の一部を補助する「軽減税率対策補助金」(申請受付期間:平成30年1月31日まで)の制度がありますので、早めに対策をとり、補助金等の申請も検討する必要があります。

詳しくは、軽減税率対策補助金事務局HPをご覧ください。<http://kzt-hojo.jp/>

消費税の税率変更に伴うレジシステムや受発注システムの改修費用は、一般的には軽減税率制度の実施に対して、現在使用しているソフトウェアの効用を維持するために行われるものであり、新たな機能の追加、機能の向上等に該当しないのであれば、修繕費に該当します。

ホームページもご覧ください

<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

育児・介護休業法の改正のポイント(*)

保育園などに入所できず、退職を余儀なくされる事態を防ぐため、また育児をしながら働く男女労働者が、育児休業などを取得しやすい職場環境を進めるために、育児・介護休業法が改正され、平成29年10月1日から施行されます。

今回の施行前に、就業規則を確認し、改正に対応しましょう。

< 改正のポイント >

育児休業の最長2歳までの延長が可能になります。

現行では、育児休業について、原則1歳までの期間となっていますが、保育園等に入所できない等の場合には、1歳6か月まで延長可能となっています。今回の改正では更に、1歳6か月以後も、保育園等に入所できない等の場合には、会社に申し出ることにより、2歳まで再延長することが可能になります。また、育児休業期間の延長に合わせ、育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。

出産予定の方などに育児休業等の制度を周知する。(努力義務)

事業主は、労働者もしくはその配偶者が妊娠・出産したことを知った場合に、個別に育児休業等の制度を周知するよう努力をしなければなりません。

育児目的休暇の導入を推進する。(努力義務)

事業主は、未就学児を育てながら働く労働者が子育てしやすいよう、育児に関する目的、例えば入園式、卒園式等の行事参加にも利用できる休暇制度を設けるよう努力をしなければなりません。

厚生年金保険料率が平成29年9月分(10月納付分)から変わります。

一般被保険者の場合、事業主負担分と被保険者負担分の両方を合わせた保険料率が現行18.182%から18.300%へと引き上げられます。

給与ソフトをご利用の場合、保険料率の変更は、社会保険料の徴収時期により異なりますので、料率変更時期をご確認下さい。



税理士法人 舞

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15 青山1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp
nakamura-cpa@tkcnf.or.jp